2016年12月26日（第三版）

製品届出番号：27B3X00231000004

汎用診断・処置用テーブル（13958009）
一般医療機器

電動治療チェアー(キャスター付き)

【警告】
・治療以外の用途でのご使用はしないでください。
・本製品は、医療従事者以外は使用しないで下さい。
・患者が各操作スイッチに触れないようにしてください。
・本製品の稼働部に手・足・首を絶対に入れないでください。
［挟まれて人身事故の原因となります。］
・電源は必ずAC100Vを使用してください。
・ペースメーカーを使用している患者には十分に注意してください。使用中に異常が見られた場合には、直ちに本製品の電源を切り、使用を中止してください。

【禁忌・禁止】
次の行為を禁止します。
・本製品の分解・改造はしないで下さい。また、不具合状態のままで使用しないで下さい。
・保守点検を行っていない状態で使用しないで下さい。
・本製品に二人以上載せての治療はおやめ下さい。
・本製品に火気を近づけないで下さい。
・ 設置時、使用時には、本製品の周辺に若干の余裕を取りご使用ください。
・電磁妨害波が存在する環境下では、誤作動を起こす可能性があります。

【使用目的・効能または効果】
1)使用目的
本製品は、診察室などで使用し、患者の診断及び処置に使用することを目的とした電動昇降式の汎用診断・処置用テーブルです。

【品目仕様等】
1)クッション厚：7cm　2)連続使用時間：3分以内
3)電撃に対する保護形式：クラスⅠ　B形
4)角度調整範囲：背部0～80°　脚部10～-90°

【操作方法又は使用方法等】
1)使用環境条件
温度　10～40°　湿度　30～75%
2)設置上の注意
本製品は可動しますので、本製品の周辺に若干の余裕を取って設置してください。
3)操作方法
手元スイッチにて適切な角度に調節してください。

【使用上の注意】
詳細については、取扱説明書を必ずお読みください。
1)禁忌・禁止
この装置は防爆型ではないので、装置の近くで可燃性及び爆発性の気体を使用しないでください。
2)重要な基本的注意
使用する前に装置に異常がないこと、構成品、付属品が確実に固定されていることを確認してください。
3)その他の注意事項
この装置を破棄する場合は、産業廃棄物となり、必ず地方自治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処分業者に破棄を依頼してください。

【形状・構造等】
1)構成
本装置は以下のユニットにより構成される。
(1)スチールフレーム部 (2)座シート部
(3)電動モーター (4)電源部 (5)スイッチ
2)各部の名称
(1)背部 (2)座部 (3)脚部 (4)ステップ部
3)電気定格
定格電圧　単相100V 周波数 50/60Hz
4)EMC適合
・適用規格：JIS T 0601-1-2:2002
・本製品はEMC規格JIS T 0601-1-2:2002に適合している。
5)本体寸法及び重量
(1)寸法：座幅52×長さ190×高さ55(cm)
(2)重量：約55kg

【作動・動作原理】
電動モーターと手元スイッチにより、背部と脚部の角度を任意に調節できます。

【貯蔵方法及び使用期間等】
1)使用耐用年数
(1)指定された保守点検を実施した場合の耐用年数は10年です。（自己認証）
(2)座シート、マクラ等のクッション部品、およびスイッチ類は、使用環境によって異なります。

【保守・点検に係る事項】
1)本製品、および部品は、必ず日常点検を行ってください。
(1)設置状態の確認。(2)電源スイッチの確認。
(3)スイッチ操作での作動確認。
(4)電動モーターの異音、異臭の確認。
(5)移動用キャスターのロック機能の操作確認。
2)しばらく使用しなかった本製品を再使用するときは、使用前に清掃を行い、清掃作業を行った後、必ず本製品が異常なく安全に作動することを確認してください。

●本製品を廃棄するとき
本製品や交換した部品を廃棄するときには、感染予防を十分に行い、その時点での法規制にしたがい、適切な処理をしてください。

【製造販売業者及び製造業者氏名又は名称及び住所等】
製造販売業者：株式会社高田ベッド製作所
住所：大阪府泉南市りんくう南浜2番地27
TEL：(072)484-8800
FAX：(072)484-8806

製造業者　：株式会社高田ベッド製作所
住所：大阪府泉南市りんくう南浜2番地27
TEL：(072)484-8800
FAX：(072)484-8806

取扱説明書を必ずご参照ください。